

鏡石町の財政健全化判断比率等の公表について

令和7年度の各会計の決算書に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定（※1）による健全化判断比率等（※2）を算定したところ、下記表のとおり算定結果がまとまりましたので、公表いたします。

◎健全化判断比率はいずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	15.00%
②連結実質赤字比率	—	20.00%
③実質公債費比率	10.2%	25.0%
④将来負担比率	114.9%	350.0%

各比率の解説

①実質赤字比率 令和7年度 なし 【早期健全化基準 15.00%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算出する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和7年度の鏡石町の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

②連結実質赤字比率 令和7年度 なし 【早期健全化基準 20.00%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和7年度の鏡石町の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありません。

③実質公債費比率 令和7年度 10.2% 【早期健全化基準 25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となります。

なお、今年度の比率については、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が増加したことなどにより前年度に比べ0.1ポイント上昇しました。

④将来負担比率 令和7年度 114.9% 【早期健全化基準 350.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和7年度末においては、基金残高の減少や公営企業債等繰入見込額が増加したことにより前年度に比べ7.7ポイント上昇となりましたが、早期健全化基準は依然として下回っています。

◎各公営企業における「資金不足比率」については、令和7年度決算見込において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和7年度においては、下表のとおり、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありませんので、経営健全化計画を定める必要はありません。

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計 （公共下水道事業、 農業集落排水事業）	—	
工業団地事業特別会計	—	

※1 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して9月定例議会に報告するとともに、住民への公表を行うこととなっています。

※2 別紙「健全化判断比率及び資金不足比率の会計区分の対応表」参照

参 考

1 財政健全化法の概要について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査員の審査に付した上、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率等により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2 早期健全化基準とは

健全化判断比率等のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、総務大臣等へ報告します。また、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければなりません。

財政健全化計画は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣から必要な勧告を受けます。

3 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、外部監査を受けた後に財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

※ 同意なし⇒災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。

※ 同意あり⇒収支不足を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能となります。

財政再生計画は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。財政運営が計画に適合しないと認められる場合において、総務大臣から予算の変更等が勧告されます。

4 早期健全化基準・財政再生基準

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%	20.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%		

令和8年9月

鏡石町企画財政課財政グループ

電話0248-62-2117

別紙

健全化判断比率及び資金不足比率の会計区分の対応表

会計分類		会計名称	健全化判断比率				資金不足比率										
一般会計等		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率											
		土地取得事業特別会計															
		育英資金貸付費特別会計															
		鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計															
一般会計等以外の特別会計		国民健康保険特別会計															
		介護保険事業特別会計															
		後期高齢者医療特別会計															
公営企業会計	法適用企業	上水道事業会計									実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率				
		下水道事業会計 （公共下水道事業、農業集落排水事業）															
	法非適用企業	工業団地事業特別会計															
一部事務組合等		福島県市町村総合事務組合															
		須賀川地方保健環境組合															
		須賀川地方広域消防組合															
		公立岩瀬病院組合															
		後期高齢者医療広域連合															
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの		県営高久田地区経営体育成基盤整備事業、 国営隈戸川土地改良事業 外															
地方三公社		郡山地方土地開発公社															
地方独立行政法人		該当なし															
第三セクター		該当なし															